

令 和 7 年 度

# 事 業 概 要



千葉県東葛飾障害者相談センター

## 目 次

<b>I 障害者相談センターの概要</b>	
1 設置目的	1
2 沿革	1
3 施設の名称、所在地等	2
(1) 名称、所在地	2
(2) 所管区域	2
(3) 組織図	2
(4) 職員配置	3
(5) 業務分掌	3
4 業務フロー図	4
<b>II 身体障害者相談関係</b>	
1 業務内容	5
(1) 相談・判定	5
ア 所内相談	5
イ 出張相談	5
ウ 巡回相談	5
エ 訪問相談	5
(2) 聴覚及び言語障害者の相談	5
(3) 障害者相談援助事業	5
(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
(5) 障害程度の認定審査	6
(6) 市町村職員研修会	6
2 業務取扱状況（令和6年度実績）	7
(1) 相談・判定実施状況	7
(2) 障害別相談・判定実施状況	8
(3) 相談会場別相談実施状況	9
(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況	10
(5) 人工透析審査委員会審査状況	11
(6) 心臓機能障害更生医療審査状況	11
(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	11
(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況	11
(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	12
(10) 聴能言語訓練件数	12
<参考> 身体障害者手帳所持者数	13

### III 知的障害者相談関係

1 業務内容	15
(1) 相談・判定	15
ア所内相談	15
イ出張相談	15
ウ巡回相談	15
エ訪問相談	15
(2) 障害者相談援助事業	15
(3) 市町村職員研修会	15
2 業務取扱状況（令和6年度実績）	16
(1) 取扱実人員	16
(2) 相談実施状況	17
(3) 相談会場別相談実施状況	17
(4) 援護の実施者別相談実施状況	18
(5) 判定実施状況	18
(6) 判定書等交付件数	18
(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況	19
(8) 療育手帳年度別判定状況	20
(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	21
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	21
(11) 住まいの場	22
(12) 日中活動の場	23
<参考> 療育手帳所持者数	24

### IV 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1 障害のある人への差別や虐待に関する相談	25
(1) 障害者差別相談事業	27
(2) 地域相談員の委嘱	27

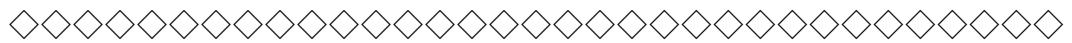
### V 参考資料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱	28
2 障害程度審査委員会設置要綱	29
3 補聴器適合精密判定実施要領	30
4 障害者相談援助事業実施要領	31
5 障害者福祉研修会実施要領	32





## | 障害者相談センターの概要





## 1 設置目的

東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）の規定による身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

## 2 沿革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和50年5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンター、（肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設、補装具製作施設）が新設され、同センター内に移転。
平成6年4月1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引継ぐ。
平成18年8月1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「千葉県東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「千葉県中央障害者相談センター」に名称変更。
平成24年4月1日	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（障害者条例）の相談業務が県障害福祉課から移管される。
令和5年4月1日	組織改編により「管理課」、「相談課」、「判定課」を「管理課」、「身体障害者支援課」、「知的障害者支援課」の3課体制に変更。

## 備考

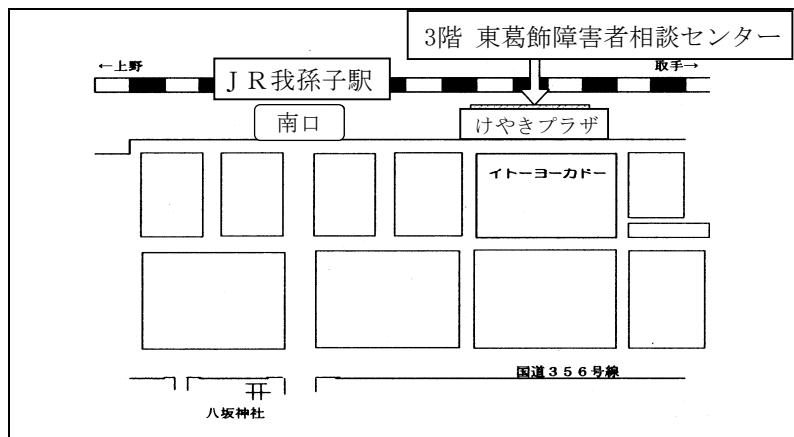
精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年9月28日法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」（中略）に改める。（平成11年4月1日施行）

### 3 施設の名称、所在地等

#### (1) 名称、所在地

名 称：千葉県東葛飾障害者相談センター  
所在地：我孫子市本町 3-1-2 (けやきプラザ内)  
電 話：04-7165-2422 (代表)  
F A X：04-7165-2423



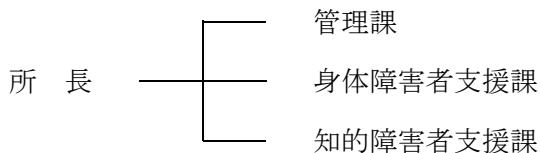
#### (備考) 千葉県の障害者相談センター一覧

- ・千葉県中央障害者相談センター  
所在地：千葉市緑区誉田町 1-45-2  
(千葉リハビリテーションセンター内)  
電 話：043-291-6872 (代表)  
F A X：043-291-8488
- ・千葉県中央障害者相談センター船橋分室  
所在地：船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 7F  
電 話：047-424-0167

#### (2) 所管区域

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、栄町（8市1町）。  
なお、障害者条例及び障害者虐待防止法（一部）に係る相談については、柏圏域を担当し、  
柏市及び我孫子市の相談を受けています（電話：04-7179-1088）。

#### (3) 組織図



(4) 職員配置 (令和7年4月1日現在)

	職員	非常勤
所長(一般行政)	1	
身体障害者支援課	課長(一般行政)	1
	副主幹(理学療法士)	1
	身体障害者福祉司	1
	技師(言語聴覚士)	1
	広域専門指導員	1
	障害差別相談員	1
	医師	8
	アシスタント(事務)	2
知的障害者支援課	課長(心理)	1
	上席知的障害者福祉司	1
	知的障害者福祉司	1
	心理判定員	2
	看護師	1
	医師	2
	アシスタント(事務)	1
計	10	20

\* 他に管理課が置かれている。

(5) 業務分掌

(身体障害者支援課)

1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療(更生医療)の要否判定に関する事務
3. 職業能力に関する相談業務
4. 統計資料の作成及び調査・研究業務
5. 障害者条例の差別に対する相談業務
6. 障害者虐待防止法に係る相談業務
7. 身体障害者の職能的判定
8. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
9. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
10. 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
11. 自立支援医療(更生医療)の要否に係る医学的判定

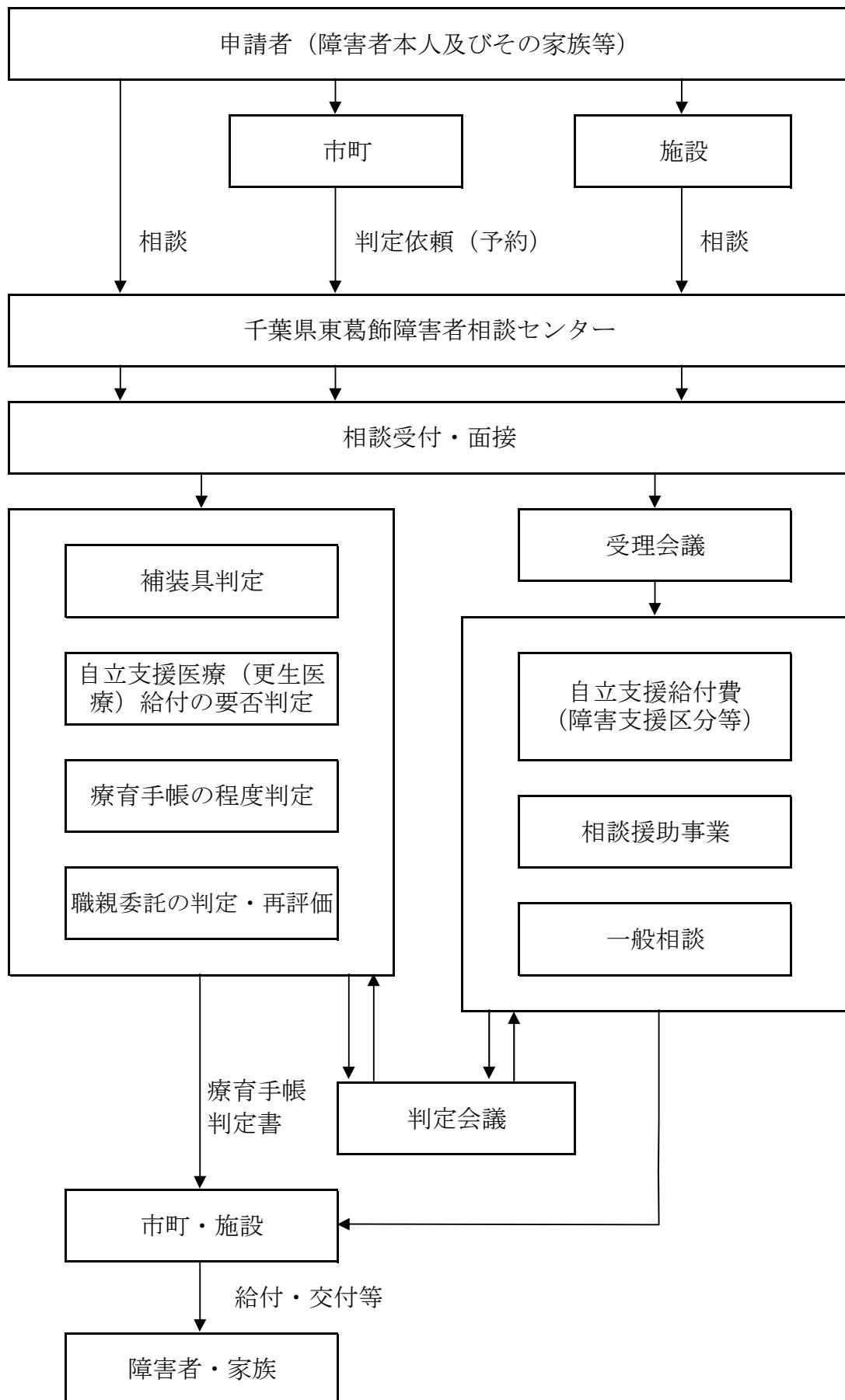
(知的障害者支援課)

1. 療育手帳等に関する相談業務
2. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
3. 統計資料の作成及び調査・研究業務
4. 知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
5. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
6. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
7. 療育手帳の交付に係る医学的判定
8. 特別児童扶養手当の認定に係る診断

(管理課)

更生相談所関連事務以外のため割愛する。

#### 4 業務フロー図



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

II 身 体 障 害 者 相 談 關 係

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



## 1 業務内容（令和7年4月1日現在）

### （1）相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

#### ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、医学的判定を必要とする相談については、完全予約制にて次のとおり行っています（視覚障害については随時）。

曜日と週	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週		聴覚障害 及び耳鼻*			肢体不自由
第2週		聴覚障害	聴覚障害		肢体不自由
第3週		聴覚障害		肢体不自由	肢体不自由
第4週		肢体不自由	肢体不自由		

\*耳鼻：「平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」

#### イ 出張・巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施します。

#### ウ 訪問相談

障害の程度や健康状態等を考慮し、実施機関と協議した上で家庭や施設、病院等で実施します。

### （2）聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害がある方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

#### （対象者）

- |            |            |
|------------|------------|
| ア. 言語発達遅滞  | オ. 失語症     |
| イ. 聴覚障害    | カ. 麻痺性構音障害 |
| ウ. 吃音      | キ. 口蓋裂     |
| エ. 機能的構音障害 | ク. 脳性マヒ    |

#### （相談日時）

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（完全予約制）

### （3）障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療（更生医療）の審査

自立支援医療（更生医療）の要否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。

なお、じん臓機能障害に対する人工透析の要否を判定するため、人工透析審査委員会を設置し、更生医療の適正な支給を確保するための審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請にあたり、障害程度の認定に適正を期するため、特に、専門的な知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査委員会にて審査を行っています（p29 参照）。

(6) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

## 2 業務取扱状況（令和6年度実績）

### (1) 相談・判定実施状況

区分	取扱実人員	相 談 内 容							判 定 内 容					判定書交付件数		
		自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			心理判定	職能判定			
									自立支援医療	補装具	施設入所					
合 計	1,270	652	1,017	0	0	0	0	1,669	636	922	0	0	0	1,558	1,159	
所 内	1,270	652	1,017	0	0	0	0	1,669	636	922	0	0	0	1,558	1,159	
出 張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪 問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 障害別相談・判定実施状況

障害区分	取扱区分	相談の状況			
		合計	自立支援医療	補装具	その他
総計		1,669	652	1,017	0
視覚	所内	1,669	652	1,017	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
聴覚		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく		458	4	454	0
	所内	458	4	454	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
肢体		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
内部		564	1	563	0
	所内	564	1	563	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
		640	640	0	0
	所内	640	640	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
		0	0	0	0
	所内	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0

障害区分	取扱区分	判定の状況					
		合計	自立支援医療		補装具		
			要	否	要	否	適合
視覚	所内	1,558	636	0	523	0	399
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0
聴覚		0	0	0	0	0	0
	所内	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく		433	4	0	231	0	198
	所内	433	4	0	231	0	198
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
肢体		7	7	0	0	0	0
	所内	7	7	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
内部		0	0	0	0	0	0
	所内	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0

(3) 相談会場別相談実施状況

会場区分	障害区分別件数						相談内容別件数			
	合計	視覚	聴覚	そ し 声 や ・ く 言 語 ・	肢 体	内 部	合計	自 立 支 援 医 療	補 装 具	そ の 他
合 計	1,669	0	458	7	564	640	1,669	652	1,017	0
所内相談	1,669	0	458	7	564	640	1,669	652	1,017	0
来所	659	0	372	0	287	0	659	0	659	0
書類	1,010	0	86	7	277	640	1,010	652	358	0
出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況

会場区分	判定書等交付件数													参考			
	合計 (a)	補聴器			義肢		装具			姿勢保持装置	車椅子	電動車椅子	重度意思障害者用	その他の	適合判定(b)	合計(a+b)	管轄外(内数)
		高度難聴用	重度難聴用	その他の	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢								
合 計	523	177	53	1	1	29	2	0	181	20	36	18	5	0	399	922	0
所内相談	523	177	53	1	1	29	2	0	181	20	36	18	5	0	399	922	0
来所	451	145	44	1	1	27	1	0	176	15	29	12	0	0	175	626	0
書類	72	32	9	0	0	2	1	0	5	5	7	6	5	0	224	296	0
出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 人工透析審査委員会審査状況

	審査件数			
	合計	新規	継続	変更
令和2年度	512	223	87	202
令和3年度	545	278	99	168
令和4年度	611	296	141	174
令和5年度	570	261	127	182
令和6年度	530	263	80	187

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

	審査件数							
	合計	新規	変更	内訳				
				バイパス術	ペースメーカー	弁置換	開心根治術	その他
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	4	4	0	0	2	2	0	0
令和6年度	1	1	0	0	1	0	0	0

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

	審査件数			
	合計	新規	継続	変更
令和2年度	79	28	36	15
令和3年度	144	43	78	23
令和4年度	138	38	78	22
令和5年度	130	33	70	27
令和6年度	84	29	41	14

(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況

	審査件数			
	合計	新規	継続	変更
令和2年度	4	1	2	1
令和3年度	3	0	3	0
令和4年度	7	2	3	2
令和5年度	1	1	0	0
令和6年度	9	5	2	2

(9) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

	審　查　省　略　件　数			
	総　計	じん臓	免　疫	肝　臓
令和2年度	769	578	183	8
令和3年度	1,621	1,287	320	14
令和4年度	1,677	1,336	319	22
令和5年度	2,085	1,686	377	22
令和6年度	2,209	1,799	391	19

※医療内容に変更を伴わない通院継続分について、実施機関が支給決定した件数

(10) 聴能言語訓練件数

	聴 覚 障 害	失 語 症	麻 痺 性 構 音 障 害	言 語 発 達 遲 滯	機 能 的 構 音 障 害	口 蓋 裂	吃 音	音 声 障 害	脳 性 マ ヒ	そ の 他	合 計
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<参考> 身体障害者手帳所持者数 (障害程度別)

東葛障相センター所管区域 (8市1町)

区分		18歳以上	18歳未満	計	
重度	1級	15,610	543	16,153	22,769
	2級	6,483	133	6,616	
中度	3級	6,522	118	6,640	17,772
	4級	11,060	72	11,132	
軽度	5級	2,084	23	2,107	4,612
	6級	2,438	67	2,505	
計		44,197	956	45,153	

千葉県所管区域 (千葉市を除く 36市16町1村)

区分		18歳以上	18歳未満	計	
重度	1級	49,429	1,576	51,005	72,089
	2級	20,667	417	21,084	
中度	3級	21,258	375	21,633	58,350
	4級	36,465	252	36,717	
軽度	5級	6,919	64	6,983	15,066
	6級	7,880	203	8,083	
計		142,618	2,887	145,505	

千葉県 (全54市町村)

区分		18歳以上	18歳未満	計	
重度	1級	60,456	1,856	62,312	87,805
	2級	24,994	499	25,493	
中度	3級	26,013	444	26,457	70,965
	4級	44,195	313	44,508	
軽度	5級	8,388	84	8,472	18,261
	6級	9,547	242	9,789	
計		173,593	3,438	177,031	

県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在

<参考> 身体障害者手帳所持者数 (障害種類別)

東葛障相センター所管区域 (8市1町)

区分	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	2,866	24	2,890
聴覚・平衡機能障害	3,614	122	3,736
音声・言語・そしゃく機能障害	672	7	679
肢体不自由	19,784	602	20,386
心臓機能障害	9,264	85	9,349
じん臓機能障害	4,245	14	4,259
呼吸器機能障害	511	42	553
ぼうこう・直腸機能障害	2,689	26	2,715
小腸機能障害	41	6	47
免疫機能障害	424	0	424
肝臓機能障害	87	28	115
計	44,197	956	45,153

千葉県所管区域 (千葉市を除く36市16町1村)

区分	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	9,343	105	9,448
聴覚・平衡機能障害	11,030	390	11,420
音声・言語・そしゃく機能障害	2,120	17	2,137
肢体不自由	64,837	1,759	66,596
心臓機能障害	28,455	282	28,737
じん臓機能障害	14,650	32	14,682
呼吸器機能障害	1,662	107	1,769
ぼうこう・直腸機能障害	8,716	95	8,811
小腸機能障害	126	15	141
免疫機能障害	1,376	0	1,376
肝臓機能障害	303	85	388
計	142,618	2,887	145,505

千葉県 (全54市町村)

区分	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	11,313	126	11,439
聴覚・平衡機能障害	13,454	482	13,936
音声・言語・そしゃく機能障害	2,534	17	2,551
肢体不自由	78,935	2,098	81,033
心臓機能障害	34,333	343	34,676
じん臓機能障害	17,795	37	17,832
呼吸器機能障害	2,124	116	2,240
ぼうこう・直腸機能障害	10,900	108	11,008
小腸機能障害	161	17	178
免疫機能障害	1,666	0	1,666
肝臓機能障害	378	94	472
計	173,593	3,438	177,031

県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

### Ⅲ 知的障害者相談關係

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



## 1 業務内容（令和7年4月1日現在）

### (1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

#### ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、完全予約制にて次のとおり行っています。

第2、第4木曜日

第4月曜日

不定期の水曜日（月1回）

#### イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。（柏会場：休止中）

#### ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

#### エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

### (2) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

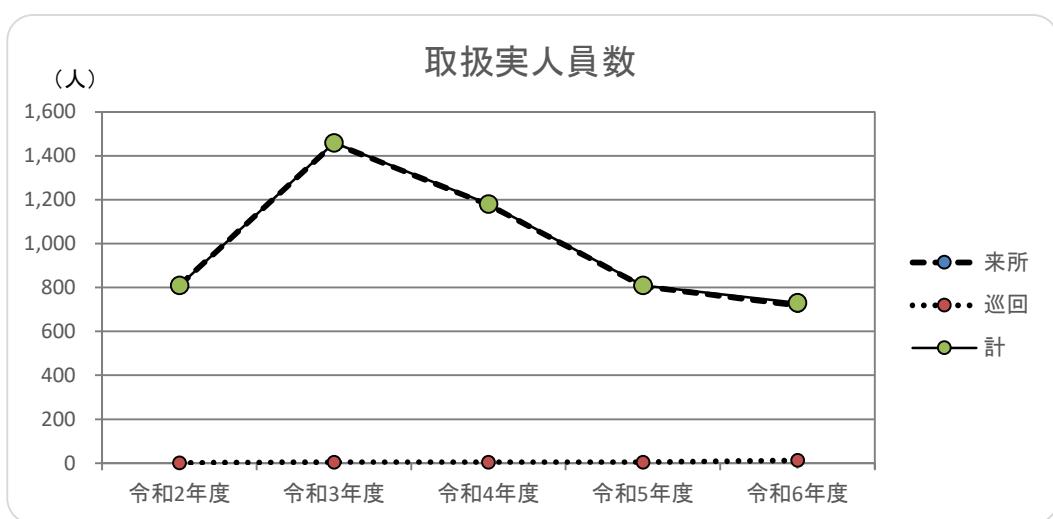
### (3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

## 2 業務取扱状況 (令和6年度実績)

### (1) 取扱実人員

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所	809	1,456	1,177	805	718
巡回	1	4	4	4	12
計	810	1,460	1,181	809	730



(2) 相談実施状況（延件数）

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	0	0	11	6	365	0	738	27	1,147
巡回	0	0	0	0	4	0	13	0	17
計	0	0	11	6	369	0	751	27	1,164

相談内容「その他」の主な内訳

区分	特別児童扶養手当	職親委託再評価	障害支援区分	強度行動障害	相談援助事業	その他	計
来所	15	0	0	0	0	12	27
巡回	0	0	0	0	0	0	0
計	15	0	0	0	0	12	27

(3) 相談会場別相談実施状況

相談区分		取扱実人員	相談内容								
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
所内	来所	385	0	0	11	6	365	0	404	27	813
	書類	333	0	0	0	0	0	0	334	0	334
	小計	718	0	0	11	6	365	0	738	27	1,147
出張	柏出張会場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	施設	8	0	0	0	0	4	0	9	0	13
	職親宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	12	0	0	0	0	4	0	13	0	17
合計		730	0	0	11	6	369	0	751	27	1,164

(4) 援護の実施者別相談実施状況

援護の実施者	取扱実人数	取扱区分			巡回	相談内容										合計					
		来所				療育手帳	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他								
		面接	書類	計									特児	相談援助	職親再評価	強度行動障害	障害支援区分	その他	小計		
松戸市	196	107	86	193	3	210	0	0	4	3	108	0	5	0	0	0	0	0	5	330	
野田市	99	52	46	98	1	102	0	0	0	1	46	0	1	0	0	0	0	0	0	1	150
柏市	181	96	83	179	2	191	0	0	3	1	88	0	8	0	0	0	0	0	4	12	295
流山市	61	28	31	59	2	67	0	0	2	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
我孫子市	73	44	27	71	2	66	0	0	1	1	39	0	0	0	0	0	0	0	3	3	110
鎌ヶ谷市	32	9	23	32	0	29	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	1	1	46
印西市	39	20	17	37	2	39	0	0	0	0	18	0	1	0	0	0	0	0	0	1	58
白井市	33	16	17	33	0	33	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	2	2	47
栄町	13	10	3	13	0	12	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
管轄外	3	3	0	3	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
計	730	385	333	718	12	751	0	0	11	6	369	0	15	0	0	0	0	0	12	27	1,164

(5) 判定実施状況

区分	判定内容					計
	医学判定	心理判定	職能判定	その他		
来所	34	676	0	0	0	710
巡回	0	12	0	0	0	12
計	34	688	0	0	0	722

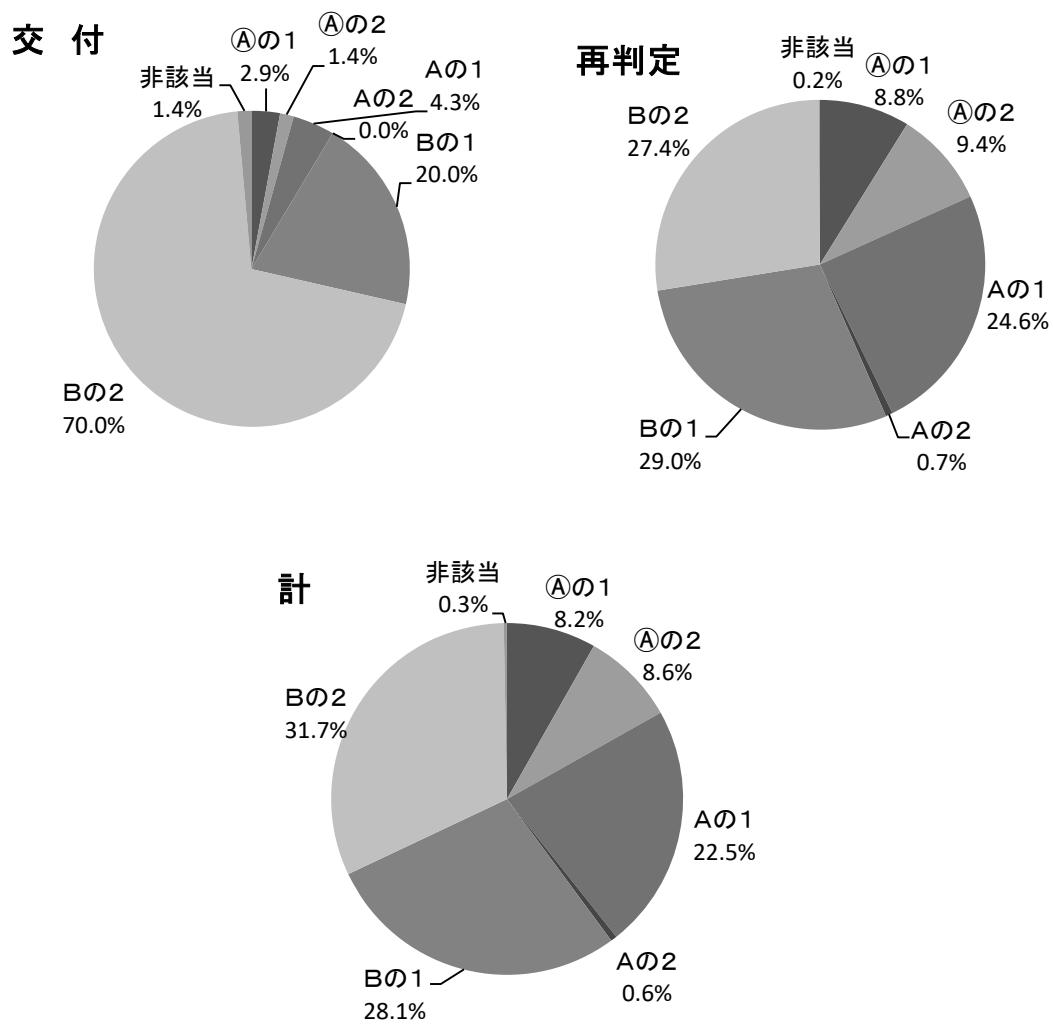
(6) 判定書等交付件数

区分	判定内容				計
	障害支援区分	療育手帳	その他		
来所	0	672	308	980	
巡回	0	12	0	12	
計	0	684	308	992	

※その他は特別児童扶養手当、障害年金に伴う情報提供等

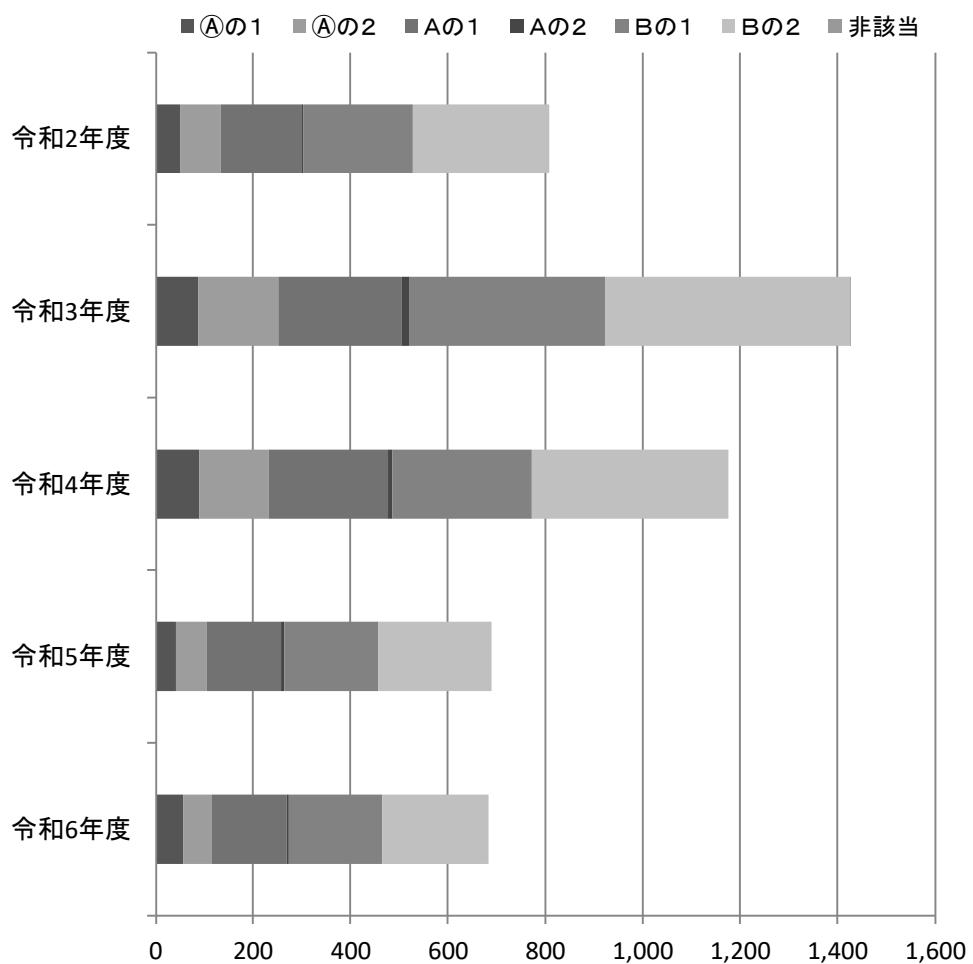
(7) 療育手帳障害程度別交付・再判定状況

	Ⓐの1	Ⓐの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
交付	2	1	3	0	14	49	1	70
再判定	54	58	151	4	178	168	1	614
計	56	59	154	4	192	217	2	684



(8) 療育手帳年度別判定状況

	Ⓐの1	Ⓐの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
令和2年度	51	83	166	3	226	278	1	808
令和3年度	88	164	254	16	402	503	1	1,428
令和4年度	90	143	244	10	286	404	0	1,177
令和5年度	42	63	153	6	193	233	0	690
令和6年度	56	59	154	4	192	217	2	684



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

実施年月日	対象地域	実施人員			委託援護実施者
		新規	継続	計	
				0	
				0	
				0	
				0	

※令和6年度該当なし

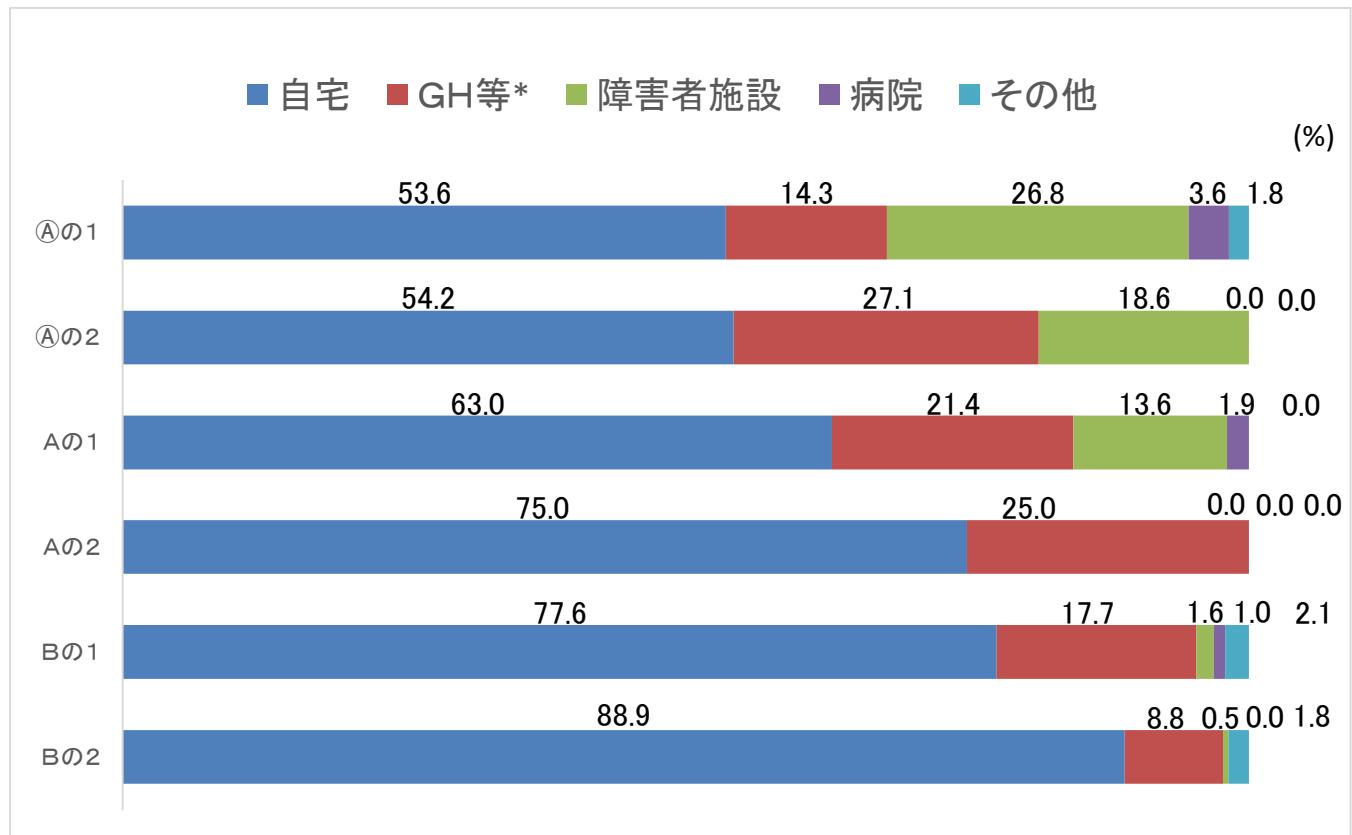
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

区分	総 合 評 価 ・ 意 見	委託期間		計
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り換えることを検討する時期と考えられる			0
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる			0
3	他の処遇が適当と考えられる			0
合 計				0

※令和6年度該当なし

(11) 住まいの場

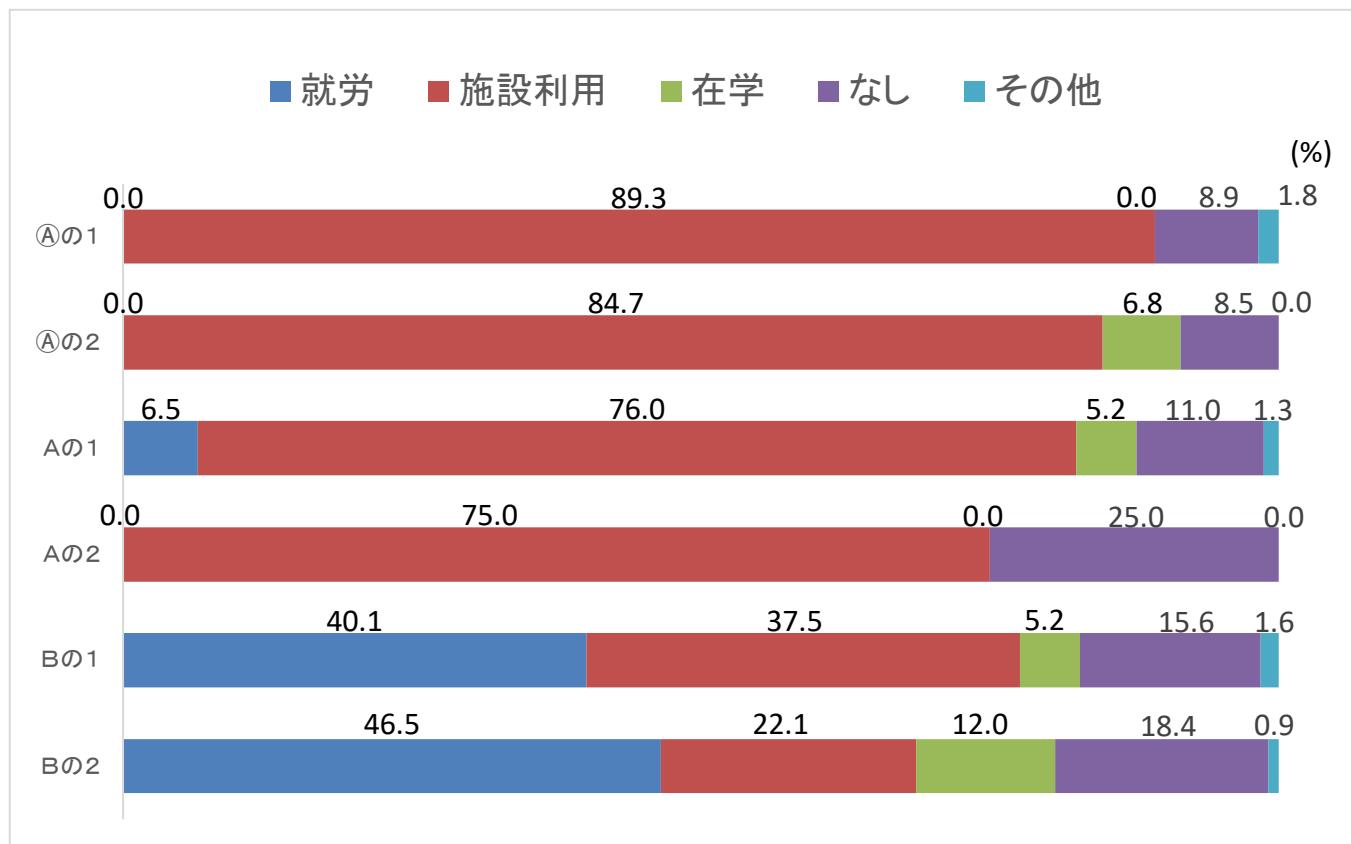
	自宅	G H等*	障害者施設	病院	その他	計
Ⓐの1	30	8	15	2	1	56
Ⓐの2	32	16	11	0	0	59
Aの1	97	33	21	3	0	154
Aの2	3	1	0	0	0	4
Bの1	149	34	3	2	4	192
Bの2	193	19	1	0	4	217
合 計	504	111	51	7	9	682



\*グループホーム等

(12) 日中活動の場

	就労	施設利用	在学	なし	その他	計
Ⓐの1	0	50	0	5	1	56
Ⓐの2	0	50	4	5	0	59
Aの1	10	117	8	17	2	154
Aの2	0	3	0	1	0	4
Bの1	77	72	10	30	3	192
Bの2	101	48	26	40	2	217
合 計	188	340	48	98	8	682



<参考>

療育手帳所持者数（名）

東葛障相センター所管区域（8市1町）

区分	18歳以上	18歳未満	計
重度	3,679	1,214	4,893
中度	2,622	949	3,571
軽度	3,193	2,001	5,194
計	9,494	4,164	13,658

千葉県所管区域（千葉市を除く36市16町1村）

区分	18歳以上	18歳未満	計
重度	12,244	3,653	15,897
中度	8,295	2,627	10,922
軽度	10,604	5,903	16,507
計	31,143	12,183	43,326

千葉県（全54市町村）

区分	18歳以上	18歳未満	計
重度	14,731	4,313	19,044
中度	10,040	3,153	13,193
軽度	12,504	7,245	19,749
計	37,275	14,711	51,986

県障害者福祉推進課調 令和7年3月31日現在

## IV 障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例関係



## 1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

条例に基づき、各健康福祉センター及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

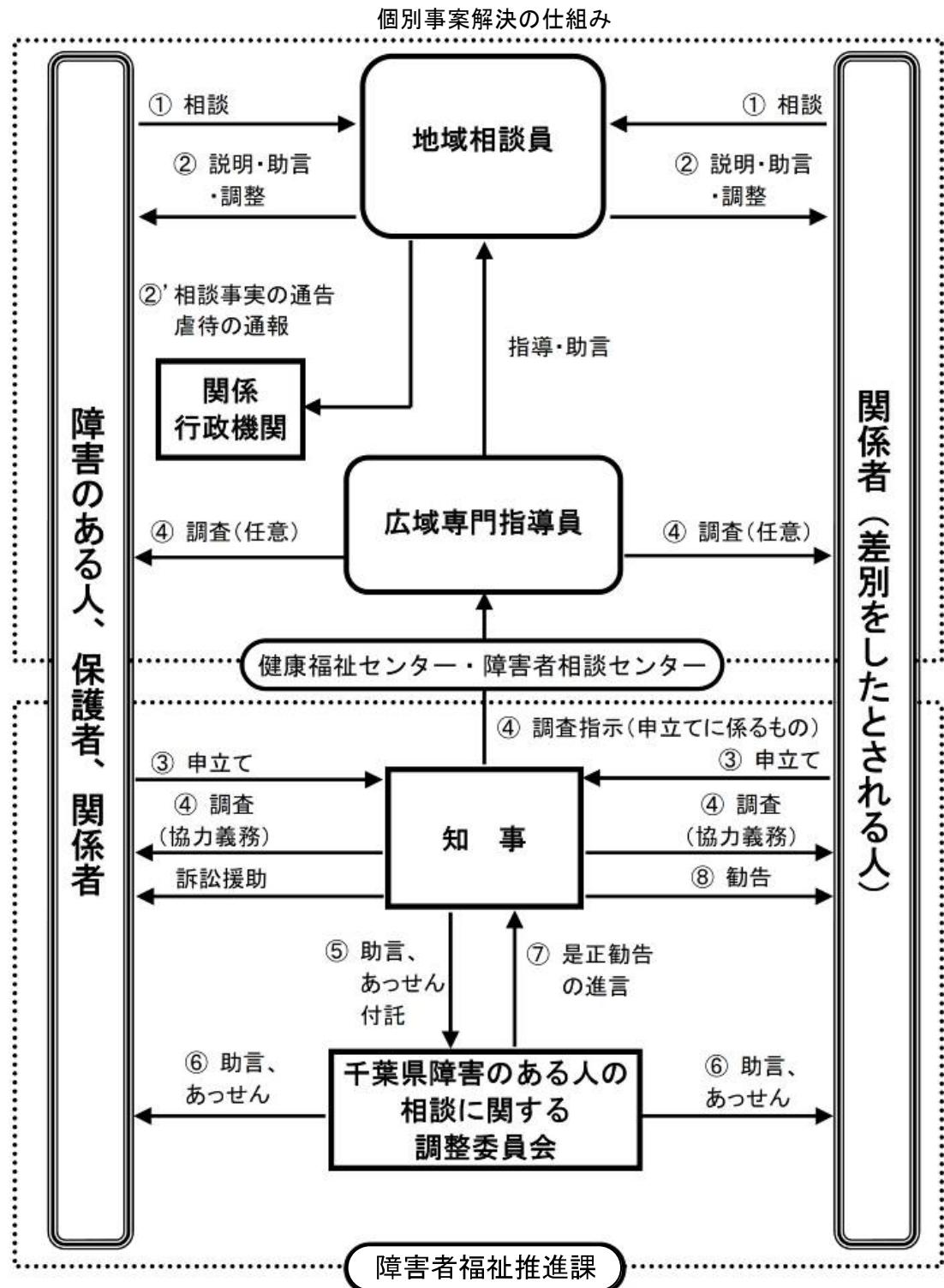
また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており地域の身近な窓口として相談に応じている。

地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者の立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策と一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されている。

また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課（平成29年度から）に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、千葉県東葛飾障害者相談センターでは、柏圏域（柏市・我孫子市）の相談を担当している。



### (1) 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況 (単位：件)

区分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
令和4年度	58	24	0	5	26	2	1	2	61	133
令和5年度	23	8	1	0	9	5	0	0	76	125
令和6年度	13	6	1	1	4	1	0	0	64	202

### (2) 地域相談員の委嘱

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員委嘱状況 (単位：人)

	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和4年度	9	7	9	25	11	14
柏 市	5	5	7	17	7	10
我孫子市	4	2	2	8	4	4
令和5年度	8	7	11	26	12	14
柏 市	4	5	8	17	8	9
我孫子市	4	2	3	9	4	5
令和6年度	7	5	11	23	10	13
柏 市	4	3	8	15	7	8
我孫子市	3	2	3	8	3	5



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

**V 參 考 資 料**

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



## 1 人工透析審査委員会設置運営要綱（平成26年4月1日から）

### （目的）

第1条 この要綱は、障害者総合支援法第74条の規定に基づき更生医療の要否を審査するとともに、同法第63条及び第66条に規定する更生医療にかかる指定医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

### （設置）

第2条 前条の目的を達するため、千葉県障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （構成）

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

### （委員及び任期）

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師、千葉県医師会の理事等で人工透析療法に精通する者のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期中途において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が職務を代理する。

### （委員会の開催）

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。（持ち回り分は次回の委員会で報告する。）

### （審査内容）

第7条 委員会は更生医療を開始することの妥当性及び開始時期について審査する。

### （審査の方法）

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

（1）新たに人工透析を受けなければならなくなつたため、更生医療の給付を申請した者（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であつて、更生医療の給付を申請した者を含む。）

（2）人工透析を受けている者であつて、治療の内容を変更する者

（3）更生医療により透析療法を継続している者

2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

### （指導監査）

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

### （事務局）

第10条 委員会の事務局は相談センターに置く。

## 2 障害程度審査委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について審査を行うための機関として、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (委員会の構成)

第2条 審査委員会は、別表に掲げる障害種別を担当する医師をもって構成する。

2 前項に規定する医師は、障害者相談センターの非常勤医師その他の県職員であるのちから知事が嘱託した者とする。

### (委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

### (審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者の障害等級の認定に関し、障害者福祉推進課から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

### (委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。

3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、障害者福祉推進課に置く。

2 前項の規定にかかわらず、委員への報酬の支払いその他の別に定める事務については、障害者相談センターが処理することとする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

### (附 則)

この要綱は、令和5年3月17日から適用する。

## 別 表

・ 視 覚 障 害	・ 呼 吸 器 機 能 障 害
・ 聴 覚 障 害	・ ぼうこう又は直腸機能障害
・ 平 衡 機 能 障 害	・ 小 腸 機 能 障 害
・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	・ ヒト免疫不全ウイルス
・ そ し ゃ く 機 能 障 害	による免疫機能障害
・ 肢 体 不 自 由	・ 肝 臓 機 能 障 害
・ 心 臓 機 能 障 害	
・ 腎 臓 機 能 障 害	

### 3 補聴器適合精密判定実施要領

#### 1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 JIS 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については JIS の規程にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

#### 2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

#### 3 精密判定概要

##### (1) 第1段階

###### 1 基礎検査

- ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
- イ リクルートメント（補充現象）検査（SISI 検査）
- ウ 語音聴力検査（域値・弁別）

###### 2 補聴器装用検査

- ア 語音聴力検査

###### イ 騒音下会話聴取検査

###### 3 2器種選択

- 1, 2 の結果により 2 器種選択

日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。

##### (2) 第2段階

###### 1 標準純音聴力検査

###### 2 補聴器装用検査

###### 3 チェックリストの検討

###### 4 機種決定（本人選択による。）

##### (3) 第3段階（第2段階から1ヶ月後）

###### 1 標準純音聴力検査

###### 2 補聴器使用状況についてチェック

###### 3 1, 2 の結果異常がなければ終了

※ 補聴器再使用の場合、1を省略し、電話にて実施することもある。

##### (4) アンケート（第3段階から6ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

#### 4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。  
様式は、従来からの判定依頼書による。

#### 5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1ヶ月10名の範囲内で相談センターが決定する。

#### 6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

#### 7 精密判定開始日

昭和55年 7月 1日より開始する。

## 4 障害者相談援助事業実施要領

### 1 目的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

### 2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

### 3 担当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

### 4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

### 5 依頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

### 6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整の上、援助内容の検討及び日程調整を行う。

### 7 依頼の取り下げ

依頼を取り下げる場合は、「取下げ書」（様式相2）により取り下げるものとする。

### 8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

#### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

## 5 障害者福祉研修会実施要領

### (目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者支援の質的向上を図ることを目的とする。

### (主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

### (参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

### (研修の構成、開催回数)

第4条 研修は、身体障害者の部、知的障害者の部をもって構成し、年1回の開催を原則とする。ただし、相談センターが必要と認めるときは、身体障害者の部、知的障害者の部を各々開催することができる。

### (研修内容)

第5条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて前回開催により得られた参加者の意見を参考として、相談センターが定める。

### 附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。